

一 般 廃 棄 物 処 理 業 許 可 証

住 所 志布志市有明町伊崎田 5687 番地  
氏 名 株式会社 大隅衛生志布志  
代表取締役 梶井 聡司

令和7年5月22日付で申請のあった一般廃棄物処理（収集・運搬）業については、  
下記の条件を付して許可します。

令和7年5月22日

大崎町長 東 靖 弘



記

- 1 種 類 し尿・浄化槽汚泥
- 2 取扱区域 大崎町内全域
- 3 搬入場所 浄化槽汚泥：曾於南部厚生事務組合 衛生センター  
し 尿 ：曾於南部厚生事務組合 衛生センター
- 4 許可期間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで
- 5 その他条件
  - (1) 職務遂行にあたっては、関係法令、条例の規定を守り、かつ町長の指示に従わなければならない。
  - (2) 町長の承認を受けずに、許可によって生じた権利義務を他人に譲渡してはならない。
  - (3) 第3条に規定する申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、一般廃棄物処理許可書を添えて、10日以内に町長に届けなければならない。
  - (4) 毎月分の「大崎町し尿・浄化槽汚泥処理状況報告書」を搬入種別単位で翌月の10日以内に提出すること。
  - (5) 志布志市との混載搬入は違反とし、違反については許可の取り消しを行なう。
  - (6) 各処理場管理者の指示に従い、一般廃棄物以外の産業廃棄物については搬入を禁止する。
  - (7) 許可業者以外の収集は禁止、違反の場合は許可の取り消しを行なう。

株式会社大隅衛生志布志  
代表取締役 梶井 聡 司 様

志布志市長 下 平 晴 行



一般廃棄物処理業（許可・更新許可・事業の範囲の変更許可）証

令和7年5月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業の（許可・更新許可・事業の範囲の変更許可）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

事業所の所在地及び名称	鹿児島県志布志市有明町伊崎田5687番地 株式会社大隅衛生志布志 代表取締役 梶井 聡司
取扱廃棄物の種類	し尿及び浄化槽汚泥
収集・運搬・処分の別	収集運搬
区 域	志布志市全域
最終処分先	曾於南部厚生事務組合（清掃センター） 曾於北部衛生処理組合（そお北部クリーンセンター）
許可の期間	令和7年7月4日 から 令和9年7月3日 まで
許可の条件	1 業務遂行に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例（平成18年志布志市条例第102号）及び志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例施行規則（平成18年志布志市規則第71号）を遵守するとともに、市長の指示に従い、志布志市一般廃棄物処理基本計画に基づき、適正に処理すること。 2 業務遂行に当たっては、従業者に従業者証を発行するとともに、常に従業者証を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させなければならない。 3 毎月の業務実績を翌月の10日までに報告すること。